

# 小児科診療 UP-to-DATE

2021年2月2日放送

## 障害児虐待の予防と対策

全国療育相談センター  
副センター長 米山 明

障害児は、児童虐待の子ども側のハイリスク要因の一つです。

近年、小児科医も診療することが増えている、発達障害や、知的障害、医療的ケア児・重症心身障害児を含む身体障害など、心身の発達の障害や遅れや偏りやその疑い、および慢性疾患（以下、障害児と呼びます）のある子どもの子育ては、定型発達をしている子どもの子育て以上に困難があることが多く養育負担は大きく、障害児虐待の要因となります。

今日は、障害児虐待の現状とその予防と対策に焦点を当て、最近の調査データや地域での、障害児虐待予防と対策を踏まえた、障害児支援、子育て支援などについて、医療・保健、福祉、教育の縦横連携した支援体制のあり方などについてお話しいたします。

### 【障害児虐待の現状】

昨年12月に、令和元年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談数は、19万3780件だったと、速報値が公表されました。児童虐待防止法が2000年に施行され、20年が経過しましたが、施行直前の1999年が相談件数は、1万1,631件でしたので、この20年間で16.7倍の増加と右肩上がりに増えています。

### 児童虐待のハイリスク

|            |                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>妊娠</b>  | 望まぬ妊娠・出産、妊娠届けが遅い、妊娠中健康診断を受けていない、未婚、妊娠中に夫が死亡・別離、育児不安、乳児特性（泣き声、匂い、おむつ替え等）に拒否的                |
| <b>子ども</b> | 多児、低出生体重、先天異常、慢性疾患、精神発達遅延、家庭外養育後、期待と異なる児童                                                  |
| <b>親</b>   | 疾病、アルコール依存、薬物依存、育児知識や育児姿勢に問題、親自身が被虐待                                                       |
| <b>家庭</b>  | 育児過大（多子、病人を抱えている）、夫婦不和、孤立家庭（転居後、配偶者の単身赴任や死別、実家と絶縁、他人からの援助に拒否的）、ひとり親家庭、経済的不安定、未入籍、反社会的な生活など |

（全国主要病院小児科調査）

- ◆身体障害、知的障害など発達の遅れや偏りがあると、リスクが4（身体障害）から13倍（知的障害）高いと推定（田村2009）
- ◆被虐待児の23.8%に「疾病や障害」があり、発達障害（10.2%）が、知的障害（6.6%）、慢性疾患（3.5%）だった（奈良県 2015）。
- ◆被虐待児の20.4%に「疾病や障害」があり、発達障害（11.4%）、知的発達の遅れ（6.6%）、身体発達の遅れ（1.0%）、病弱・慢性疾患（1.4%）だった。（2019森田ら全児相）
- ◆知的障害は、身体虐待が多い（性虐待の率が少し高い） ◆身体障害は、ネグレクトが多い

一方で、子ども虐待による死亡事例は平成19年度がピーク126人で以後年々減少しております。厚労省専門委員会の、子ども虐待による死亡事例等の検証における「子どもの疾患・障害の有無」を川崎らがJaSPCAN（日本子ども虐待防止学会：Japanese Society for prevention of Child Abuse and Neglect）研究で独自にまとめてみると、児童虐待防止法施行（2000年）～第16次報告（2019年）：虐待死、242例中、子どもに何らかの障害があると考えられるもの41報告、被害児童：43人（17.8%）でした。ただし、残念ながら障害に焦点を当てた検証はまだされていません。

**厚労省専門委員会(第11次～16次報告)における  
子どもの疾患・障害の有無等(複数回答)**

|              | 心中以外の虐待死 |      |      |      |      |      | 心中による虐待死 |      |      |      |      |      |
|--------------|----------|------|------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|
|              | 第11次     | 第12次 | 第13次 | 第14次 | 第15次 | 第16次 | 第11次     | 第12次 | 第13次 | 第14次 | 第15次 | 第16次 |
| 身体疾患         | 5        | 4    | 3    | 2    | 5    | 5    | 3        | 1    | 4    | 1    | 1    | 3    |
| 障害           | 1        | 1    | 1    | 0    | 2    | 2    | 3        | 0    | 6    | 1    | 0    | 1    |
| 身体障害<br>(再掲) | 1        | 1    | 0    | 0    | 2    | 0    | 3        | 0    | 2    | 0    | 0    | 1    |
| 知的障害         | 0        | 1    | 0    | 0    | 1    | 2    | 3        | 0    | 5    | 1    | 0    | 0    |
| 発達の問題        | 1        | 1    | 2    | 1    | 3    | 2    | 3        | 4    | 6    | 2    | 0    | 1    |
| 身体発達の遅延      | 3        | 4    | 1    | 3    | 3    | 4    | 3        | 0    | 2    | 2    | 0    | 0    |
| 人数           | 36人      | 44人  | 52人  | 49人  | 52人  | 54人  | 33人      | 27人  | 32人  | 28人  | 13人  | 19人  |

自治体における死亡事例検証の検討  
児童虐待防止法施行(2000年)～第16次報告(2019年):242例  
児に何らかの障害があると考えられるもの 41報告被害児童:43人(17.8%)

JaSPCAN報告書2020より 子どもの虹情報研修センター 川崎二三彦先生 ご提供。

全国の相談件数の中で、障害児の割合など公式な調査はされていません。

奈良県独自の虐待児例調査・分析（2015年）では、中等度以上の虐待と認定された被虐待児の23.8%に「疾病や障害」があり、発達障害（10.2%）が、知的障害（6.6%）、慢性疾患（3.5%）だった。また、2019森田ら全児相の短期間の調査でも被虐待児の20.4%に「疾病や障害」があり、発達障害（11.4%）、知的発達の遅れ（6.6%）、身体発達の遅れ（1.0%）、病弱・慢性疾患（1.4%）でした。被虐待児の1/4～1/5に「疾病や障害」があり、その半数近くが「発達障害」であると推定され、発達障害児の早期からの支援が虐待予防につながると考えられます。

### 【社会的養護が必要な子ども・ケアニーズの高い子どもの増加】

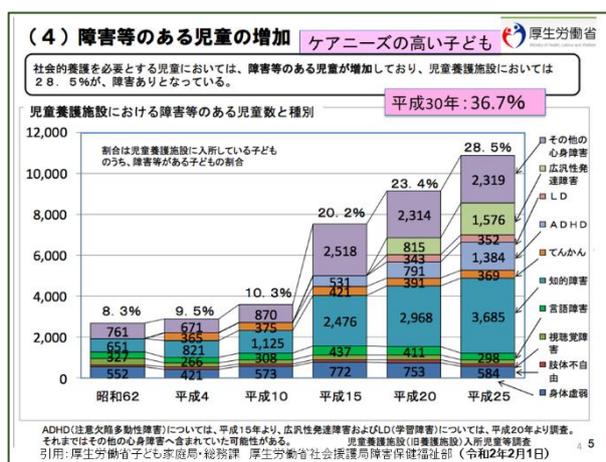
家族のもとで育つことが困難な子どもたち、すなわち社会的養護が必要な子ども多くは、日本においては、乳幼児は乳児院、幼児以後は児童養護施設などで生活しています。

平成30年の調査では、入所している子どもの65.6% 約2/3は被虐待児で乳児院でも40.9%とその割合は増加しています。

疾病や障害のある子どもは施設生活において障害や発達特性に配慮したケアが必要なことから「ケアニーズが高い子ども」と呼ばれていますが、児童養護施設で生活している子どもの36.7%になんらかの障害があると報告されており、平成25年度調査28.5%と比較し増加しています。

少年犯罪は最近大幅に減少していますが、ぐ犯や触法の子どもの入所理由となる「児童自立支援施設」でも、子どもに障害がある割合は46.7%から61.8%と増加しています。

障害の内訳としては、児童養護施設では、知的障害13.6%、注意欠如多動症（ADHD）：8.5%、学習障害（LD）：1.7%、自閉スペクトラム症（ASD）：8.8%などで、発達障害と診断される子ども



もが増えていきます。

一方、障害児入所施設においては、平成 30 年の全国調査によれば、入所している 37.7%が被虐待経験のある（またはその疑い）障害児です。これも、平成 28・29 年度 厚労科研による調査では 31.5%でやはり増加しています。

虐待の種類は、ネグレクト： 65.7%で最も多く、身体的虐待：43.8%、心理的虐待 28% 性的虐待 5.7%、です。

虐待者は実母が 1,354 名（76.4%）で最多であり、児側の疾病・障害：61.6%が要因と考えられ、疾病や障害が虐待ハイリスクと再確認できます。

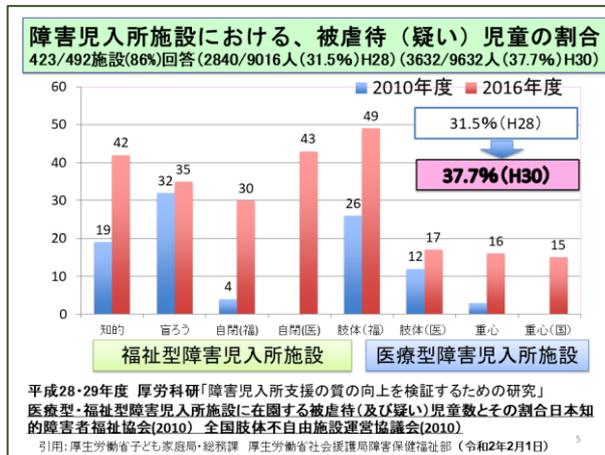
さらに、養育者の問題について分析すると、JaSPCAN（2019 年）が実施した一時保護所に保護された児童の養育者側の問題として、人格の問題が 87.9%と多いのに対し、障害児入所施設へ入所した子どもでは、知能の問題：31.8%と最も多く、精神疾患：27.2%、人格の問題：20.5%で、養育者の知能の問題が最多であることは、一般の児童虐待での養育者の問題（人格、精神疾患）とは異なっており、将来の家庭引き取りや家族再統合に向けた支援において、留意すべき点だと思います。

尚、当たり前ですが 家庭の問題では、経済的不安定 45.5%と報告があり、支援にあたっては、福祉的支援だけでなく経済的支援も必要です。

### 【障害児の権利および、障害児支援に関連する施策、法制度】

障害児支援の場で長年つかわれてきた、「療育」は、平成 23 年公布の改正障害者基本法で、「第 17 条 療育」という項目として初めて法律に明記されました。しかし「療育」の明確な定義はありません。

平成 26 年 7 月厚生労働省「障害児支援のあり方に関する検討会」から報告書が出されました。報告書では基本理念のもと、「障害児本人の最善の利益の保障（発達保障）」と子育ての基盤となる「家族支援」が重視され、身近な地域において、「縦横連携」の推進が打ち出され、従来の「医療モデル」といわれる、早期からの子ども本人への障害克服や発達支援のみに重点が置かれる傾向にあった支援やリハビリテーション中心の支援から、「インクルーシブな地域社会作りの中で、虐待予防や対応も念頭においた、地域の母子保健・福祉・教育などの関係機関と連携し、家族支



**虐待要因：虐待者側の要因・背景とその割合**  
平成28・29年度 厚労科研「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」  
令和元年度 厚生労働省障害者総合推進事業 JaSPCAN 報告書(2020.3) より

|         | 一時保護120人<br>3児相調査<br>(R1 JaSPCAN) | 障害児入所<br>施設(H28) | 一子どもの虐待による死亡事例<br>等の検証結果等について<br>(H27年度)第13次報告)より<br>72例(84人)(平成29年8月)                                                                     |
|---------|-----------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知的な問題   | 15.1                              | 28.1 (%)         | イ)保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応 第13次報告では「養育能力の低さ」が「養育者(実母)の心理的・精神的問題等(心中以外の虐待死)」の項目において「あり」とされたものは 20 人(41.7%)であり、第3次報告から第13次報告までの割合で最も多い結果となった。 |
| 精神疾患    | 24.2                              | 23.9             |                                                                                                                                            |
| 性格の問題   | 87.9                              | 17.7             |                                                                                                                                            |
| 生育歴の問題  |                                   | 13.0             |                                                                                                                                            |
| 虐待を受けた  | 21.2                              | 5.0              |                                                                                                                                            |
| その他(生保) | 15.2                              |                  |                                                                                                                                            |
| 身体疾患    | 0                                 | 4.0              |                                                                                                                                            |
| アルコール   |                                   | 3.0              |                                                                                                                                            |

◎ 養育者の精神状態・性格・養育力を適切に評価し、虐待予防を念頭に置き、丁寧な支援が大切！(直接的・具体的な支援介入)



はじめ、子育て支援の資源としても、障害児里親、児童養護施設、障害児支援機関も含め、子どもの育ちと育ちの基盤となる家族の背景などを、個人情報保護に留意しながらも、虐待予防を意識して情報を共有し、関係機関同士が顔の見える連携（縦横連携ネットワーク作り）をしながらライフステージに合わせた支援体制作りの推進と充実が望まれます。

### 【おわりに】

日本の諺「子は社会の宝」や「子ども一人を育てるのに村一つ必要：It takes a village to raise a child」というアフリカの諺のように、障害がある子どももいない子どもも子育てを親任せにせず、虐待予防を念頭におきながら、「社会が皆で子どもを育てる」意識をもつことが大事だということを強調しお話を終えたいと思います。

「小児科診療 UP-to-DATE」

<http://medical.radionikkei.jp/uptodate/>

障害児虐待の予防と対策 小児科診療 UP-to-DATE 2021.2

子は宝なり

～障害のある子どもない子ども 全ての子どもとその家族の暮らしを 地域の皆で支え、共に生きましょう！～



子ども一人を育てるのに村一つ必要  
It takes a Village to raise a Child. (アフリカの格言)

全国療育相談センター 小児精神科 米山 明

